

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月31日
【発行者名】	マネックス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 足立 哲
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【事務連絡者氏名】	畔田 耕平
【電話番号】	03-6441-3812
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マネックス・ゴールド・ファンド
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込期間：上限9,000億円 (2)継続申込期間：上限9,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年10月29日付けをもって提出しました有価証券届出書（2025年11月21日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」という。）について、半期報告書の提出に伴い記載事項の一部に変更が生じるため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(9)【払込期日】**

当初申込期間

<訂正前>

取得申込者は、当初申込期間中に、申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下、同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、当初申込期間中における申込金額の総額を、当初設定日（2025年12月1日）に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドに係る口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座。以下、同じ）に払込まれます。

（略）

<訂正後>

取得申込者は、当初申込期間中に、申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下、同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、当初申込期間中における申込金額の総額を、当初設定日（2025年12月1日）に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドに係る口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座。以下、同じ）に払い込むものとします。

（略）

(12)【その他】

申込の方法

<訂正前>

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分 までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

販売会社によっては、収益分配金の受取り方法により、収益分配金を受取るコース（「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下、同じ。））または収益分配金を税引後で再投資するコース（「自動継続投資コース」）のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

（略）

< 訂正後 >

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分 までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
販売会社によっては、収益分配金の受取り方法により、収益分配金を受取るコース（「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下、同じ。））または収益分配金を税引後で再投資するコース（「自動けいぞく投資コース」）のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

（略）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

(略)

基本的性格

< 更新・訂正前 >

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

(略)

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください(<https://www.toushin.or.jp/>)。

該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券(その他資産(商品)))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
年1回	投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

< ファンドの特色 >

LBMA金価格指数に連動するETFまたはETC(上場投資信託)への投資を通じて、金現物価格の値動きとおおむね同等の投資成果を目指します。

< 主要投資対象銘柄 >

名称:iShares Gold Trust Micro ETF

運用方針:LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動をめざします。

管理報酬等:年率0.09%

基準通貨:米ドル

運用会社:ブラックロック

名称:iシェアーズ・フィジカル・ゴールドETC

運用方針:LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動をめざします。

管理報酬等:年率0.12%

基準通貨:米ドル

運用会社:ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド

円換算ベースの金現物価格の値動きと概ね同等の投資成果を目指します。
実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

主な投資制限

- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 金先物の取引を含むデリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

原則として、毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
(ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<更新・訂正後>

一般社団法人資産運用業協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

(略)

商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください(<https://www.imaj.or.jp/>)。

該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券(その他資産(商品)))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
年1回	投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

一般社団法人資産運用業協会が定める規則です。

<ファンドの特色>

LBMA金価格指数に連動するETFまたはETC(上場投資信託)への投資を通じて、金現物価格の値動きと概ね同等の投資成果を目指します。

<主要投資対象銘柄>

名称:iShares Gold Trust Micro ETF

運用方針:LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動を目指します。

管理報酬等:年率0.09%

基準通貨:米ドル

運用会社:ブラックロック

名称:iシェアーズ・フィジカル・ゴールドETC

運用方針:LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動を目指します。

管理報酬等:年率0.12%

基準通貨:米ドル

運用会社:ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド

円換算ベースの金現物価格の値動きと概ね同等の投資成果を目指します。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

主な投資制限

- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 金先物の取引を含むデリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

原則として、毎年11月30日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
（ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象候補の投資信託証券一覧

資産	投資対象予定の投資信託証券	国籍	運用対象	運用および管理等に係る費用（年率）
オルタナティブ	iShares Gold Trust Micro ETF	米国	オルタナティブ	0.09%
	iシェアーズ・フィジカル・ゴールドETC	アイルランド	オルタナティブ	0.12%

※上記は、2026年6月30日現在における投資対象とする投資信託証券であり、今後変更となる場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2025年12月1日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

< 訂正後 >

2025年12月1日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

(略)

< 訂正前 >

(ファンド・オブ・ファンズについて)

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(略)

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

1,400百万円(2025年9月末現在)

(ロ) 委託会社の沿革

2015年8月28日	会社設立
2015年10月27日	「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更
2015年11月27日	資本金100百万円から250百万円に増資
2016年6月24日	資本金250百万円から500百万円に増資
2018年9月27日	資本金500百万円から900百万円に増資
2020年4月1日	「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」から「マネックス・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
2020年9月29日	資本金900百万円から1,400百万円に増資

(ハ) 大株主の状況(2025年9月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	50,000株	100%

(二) 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2882号

< 訂正後 >

(ファンド・オブ・ファンズについて)

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人資産運用業協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(略)

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

1,400百万円(2026年6月末日現在)

(ロ) 委託会社の沿革

2015年8月28日	会社設立
2015年10月27日	「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更
2015年11月27日	資本金100百万円から250百万円に増資
2016年6月24日	資本金250百万円から500百万円に増資
2018年9月27日	資本金500百万円から900百万円に増資
2020年4月1日	「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」から 「マネックス・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
2020年9月29日	資本金900百万円から1,400百万円に増資

(ハ) 大株主の状況(2026年6月末日現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	50,000株	100%

(ニ) 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2882号

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

(略)

上記の体制は、2025年9月末日現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

(略)

上記の体制は、2026年6月末日現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(5)【投資制限】

<訂正前>

(略)

投資信託証券等が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

金先物の取引を含むデリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。信託財産に多額の大口資金の流入があった場合には、LBMA金価格指数に連動するETFまたはETCを組み入れるまでの間、市場の変動リスクを回避するため、金先物取引等のデリバティブ取引を利用することがあります。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性にはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(略)

<訂正後>

(略)

投資信託証券等が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

金先物の取引を含むデリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。信託財産に多額の大口資金の流入があった場合には、LBMA金価格指数に連動するETFまたはETCを組み入れるまでの間、市場の変動リスクを回避するため、金先物取引等のデリバティブ取引を利用することがあります。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的

として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(略)

3【投資リスク】

(2)投資リスクに対する管理体制

<更新・訂正前>

(略)

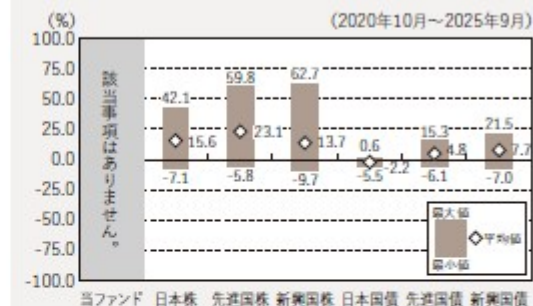
上記の体制は、2025年9月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは2025年12月1日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書の提出日現在、分配金再投資基準価額および年間騰落率はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 代表的な資産クラスについて、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドは2025年12月1日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書の提出日現在、運用実績はありません。
- 当ファンドにはベンチマークがありません。

<各資産クラスの指数>

日本株：TOPIX配当込み指数
 先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
 新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）
 新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注)海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

騰落率は、FACTSETが提供する各指数をもとに、当社が計算しております。

- 「TOPIX配当込み指数」は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- 「MSCI Kokusai (World ex Japan) Index」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「MSCI EM (Emerging Markets) Index」は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募利付国債市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 「THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index」は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

<更新・訂正後>

(略)

上記の体制は、2026年6月末日現在のものであり、将来変更される可能性があります。

■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。
- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

- 代表的な資産クラスについて、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドの騰落率については、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- 当ファンドにはベンチマークがありません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株：TOPIX配当込み指数
 - 先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
 - 新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index
 - 日本国債：NOMURA-BPI国債
 - 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
 - 新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

騰落率は、FACTSETが提供する各指数をもとに、当社が計算しております。

- 「TOPIX配当込み指数」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- 「MSCI Kokusai (World ex Japan) Index」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「MSCI EM (Emerging Markets) Index」は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募利付国債市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 「THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index」は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 訂正前 >

購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口あたり1円)に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。

< 訂正後 >

購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口あたり1円)に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。

(5)【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

(略)

上記は、2025年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

(略)

< 訂正後 >

(略)

上記は、2026年6月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

(略)

5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(2026年6月末日現在)

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	5,250,325,034	98.89
内 アイルランド	5,250,325,034	98.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	59,055,852	1.11
純資産総額	5,309,380,886	100.00

その他資産の投資状況

(2026年6月末日現在)

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引（買建）	11,593,717	0.22
内 日本	11,593,717	0.22
商品先物取引（買建）	72,146,466	1.36
内 アメリカ	72,146,466	1.36

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年6月末日現在)

順位	銘柄名	通貨 国・地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
1	iShares Physical Gold ETC	アメリカ・ ドル アイルランド	投資証券	414,441	14,934.95 6,189,657,691	12,668.44 5,250,325,034	- -	98.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

(2026年6月末日現在)

投資有価証券の種類	投資比率（％）
投資証券	98.89
合計	98.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2026年6月末日現在）

種類	国・地域	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	日本	アメリカ・ドル買 / 円売2026年07月	買建	71,400	11,597,659	11,593,717	0.22
商品先物取引	商品取引 所 ニュー ヨーク	MICRO GOLD	買建	11	73,531,247	72,146,466	1.36

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2026年6月末日および、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
設定時 (2025年12月1日)	119,466,119	-	1.0000	-
2025年12月末日	570,319,267	-	1.0301	-
2026年1月末日	2,806,893,917	-	1.2289	-
2月末日	3,920,368,470	-	1.2220	-
3月末日	4,631,184,953	-	1.0988	-
4月末日	5,223,723,871	-	1.1025	-
5月末日	5,606,033,075	-	1.0799	-
6月末日	5,309,380,886	-	0.9877	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
2025年12月1日～2026年5月31日	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
2025年12月1日～2026年5月31日	8.0

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2025年12月1日～ 2026年5月31日	6,106,863,412	923,641,748	5,183,221,664

（注）設定数量には当初設定数量を含んでおります。

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

※投資比率は純資産総額に対する時価の比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.89
内 アイルランド	98.89
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1.11
純資産総額	100.00

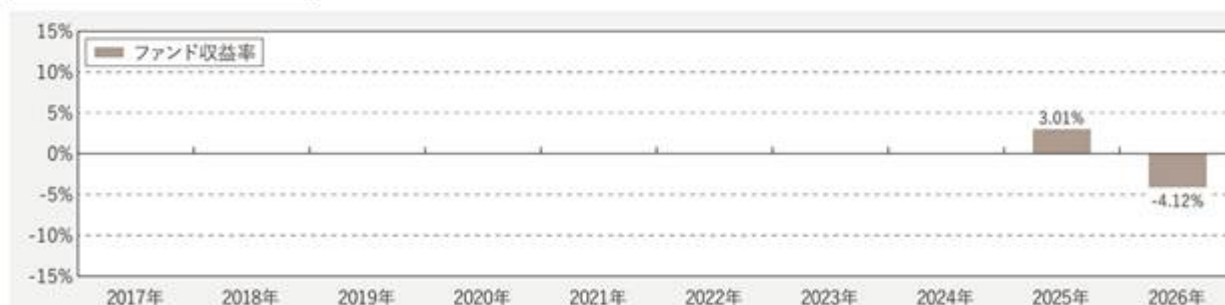
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の 国/地域	投資 比率
1	iシェアーズ・フィジカル・ゴールド ETC	投資証券	アイルランド	98.89

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率 (%)
商品先物取引(買建)	1.36

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。ただし、2025年は設定日から年末までの収益率、2026年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
委託会社のホームページ等で運用状況を開示します。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(略)

- 当ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下、同じ。))と収益分配金を税引後で再投資する「自動継続投資コース」のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(略)

(1)申込単位

販売会社が定める単位

ただし、「自動継続投資コース」により収益分配金を税引後で再投資による取得申込については、1口単位とします。

(2)申込手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口あたり1円)に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。

(3)申込代金

当初募集期間においては受益権1口あたり1円に、継続募集期間においては取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にそれぞれ申込口数を乗じて得た額

(略)

<訂正後>

(略)

- 当ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下、同じ。))と収益分配金を税引後で再投資する「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(略)

(1)申込単位

販売会社が定める単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を税引後で再投資による取得申込については、1口単位とします。

(2)申込手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口あたり1円)に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。

(3)申込代金

当初申込期間においては受益権1口あたり1円に、継続申込期間においては取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にそれぞれ申込口数を乗じて得た額

(略)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 訂正前 >

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(略)

< 訂正後 >

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(略)

(5)【その他】

< 訂正前 >

(略)

信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」といいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお(イ)から(ト)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(略)

運用報告書

委託会社は、ファンドの決算時及び償還時に、運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則としてあらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社を通じて交付します。この交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

運用報告書(全体版)については、委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

< 訂正後 >

(略)

信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併

合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお(イ)から(ト)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(略)

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、「運用報告書(全体版)」と、そのうち重要な事項を記載した「交付運用報告書」を作成します。

委託会社は、販売会社を通じて受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

交付運用報告書、運用報告書(全体版)とも委託会社のホームページにおいて開示します。

(URL: <https://www.monex-am.co.jp/>)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【マネックス・ゴールド・ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

第1期中間計算期間末
(2026年5月31日現在)
金 額 (円)

資産の部	
流動資産	
預金	20,003,974
金銭信託	19,990,944
コール・ローン	74,835,751
投資証券	5,595,971,340
未収入金	8,987,508
未収利息	2,870
流動資産合計	5,719,792,387
資産合計	5,719,792,387
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,381
未払金	19,978,550
未払解約金	101,030,668
未払受託者報酬	257,626
未払委託者報酬	809,802
その他未払費用	437,477
流動負債合計	122,515,504
負債合計	122,515,504
純資産の部	
元本等	
元本	5,183,221,664
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ()	414,055,219
(分配準備積立金)	-
元本等合計	5,597,276,883
純資産合計	5,597,276,883
負債純資産合計	5,719,792,387

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

		第1期中間計算期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日) 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		94,496
有価証券売買等損益		343,857,424
為替差損益		88,880,308
営業収益合計		254,882,620
営業費用		
受託者報酬		257,626
委託者報酬		809,802
その他費用		875,712
営業費用合計		1,943,140
営業利益又は営業損失（ ）		256,825,760
経常利益又は経常損失（ ）		256,825,760
中間純利益又は中間純損失（ ）		256,825,760
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		8,795,538
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		793,265,608
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		793,265,608
剰余金減少額又は欠損金増加額		113,589,091
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		113,589,091
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		414,055,219

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第1期中間計算期間末 (2026年5月31日現在)
1. 期首元本額	119,466,119円
期中追加設定元本額	5,987,397,293円
期中一部解約元本額	923,641,748円
2. 受益権の総数	5,183,221,664口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第1期中間計算期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（437,477円）、保管費用（430,535円）、その他（7,700円）となっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期中間計算期間末 (2026年5月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第1期中間計算期間末 (2026年5月31日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	8,985,084	-	8,986,465	1,381
	8,985,084	-	8,986,465	1,381
合計	8,985,084	-	8,986,465	1,381

(注)時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

4. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期中間計算期間末 (2026年5月31日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0799円 (10,799円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年6月末日現在)

資産総額	5,366,886,685円
負債総額	57,505,799円
純資産総額(-)	5,309,380,886円
発行済数量	5,375,308,746口
1口当たり純資産額(/)	0.9877円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

<訂正前>

(略)

(4)受益権の譲渡および譲渡制限

(略)

受益権の譲渡

- (イ)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (ロ)当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (ハ)前記(イ)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<訂正後>

(略)

(4)受益権の譲渡および譲渡制限

(略)

受益権の譲渡

- (イ)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (ロ)当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (ハ)前記(イ)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(略)

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額等

2025年9月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

(略)

(2) 委託会社の機構

(略)

上記の体制は、2025年9月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

(1) 資本金の額等

2026年6月末日現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

(略)

(2) 委託会社の機構

(略)

上記の体制は、2026年6月末日現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年9月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	42	406,289
単位型株式投資信託	38	135,381
単位型公社債投資信託	113	348,388
合計	193	890,058

百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	45	765,277

単位型株式投資信託	<u>38</u>	<u>139,873</u>
単位型公社債投資信託	<u>128</u>	<u>384,106</u>
合計	<u>211</u>	<u>1,289,256</u>

百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- (1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第10期 (2025年3月31日現在)	第11期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	139,640	962,998
前払費用	2,991	3,076
未収委託者報酬	271,256	331,713
未収運用受託報酬	242,946	322,905
その他	912	-
流動資産計	657,746	1,620,694
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	2,121	1,625
器具備品	1,255	1,102
器具備品	866	523
無形固定資産	122,220	123,878
ソフトウェア	106,094	90,095
ソフトウェア仮勘定	16,126	33,782
投資その他の資産	47,276	112,393
投資有価証券	31,084	32,923
長期前払費用	3,758	1,252
繰延税金資産	12,434	78,217
固定資産計	171,619	237,896
資産合計	829,365	1,858,591
(負債の部)		
流動負債		
預り金	3,466	5,815
未払金	3,950	5,189
未払手数料	287,649	302,685
未払費用	32,386	40,196
未払法人税等	40,175	136,309
未払消費税等	24,222	86,712
賞与引当金	-	38,660
流動負債計	391,851	615,570
固定負債		
繰延税金負債	-	-
固定負債計	-	-
負債合計	391,851	615,570
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	1,400,000	1,400,000
資本剰余金	1,400,000	1,400,000
資本準備金	1,400,000	1,400,000
利益剰余金	2,363,238	1,558,980
その他利益剰余金	2,363,238	1,558,980
繰越利益剰余金	2,363,238	1,558,980
株主資本計	436,761	1,241,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	752	2,001
評価・換算差額等計	752	2,001
純資産合計	437,513	1,243,021
負債・純資産合計	829,365	1,858,591

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第11期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	1,671,987		5,478,228	
運用受託報酬	845,863		1,082,019	
その他	8,618		6,200	
営業収益計		2,526,469		6,566,448
営業費用				
支払手数料	1,514,221		4,595,827	
広告宣伝費	7,536		12,290	
調査費	211,481		218,528	
委託調査費	209,845		216,961	
その他調査費	1,635		1,567	
委託計算費	132,005		171,513	
営業雑経費	6,206		7,203	
通信費	3,109		3,306	
協会費	3,096		3,896	
営業費用計		1,871,451		5,005,362
一般管理費				
給料	317,044		389,260	
役員報酬	17,000		22,500	
給料・手当	262,050		320,049	
法定福利費	37,994		46,711	
賞与引当金繰入	-		38,660	
交際費	1,598		4,640	
旅費交通費	8,855		11,479	
租税公課	23,106		34,557	
不動産賃借料	15,548		17,297	
退職給付費用	6,393		6,392	
固定資産減価償却費	1 54,097		1 37,176	
諸経費	42,048		74,285	
一般管理費計		468,694		613,749
営業利益		186,323		947,335
営業外収益				
受取利息	53		377	
雑収入	160		426	
営業外収益計		214		803
営業外費用				
支払利息	1,909		304	
雑損	-		300	
営業外費用計		1,909		604
経常利益		184,628		947,534
特別利益				
投資有価証券売却益	-		958	
特別利益計		-		958
特別損失				
固定資産除却損	15,996		79,095	
特別損失計		15,996		79,095
税引前当期純利益		168,632		869,396
法人税、住民税及び事業税	28,620		131,511	
法人税等調整額	12,765		66,372	
法人税等計		15,854		65,138
当期純利益		152,777		804,258

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,516,016	2,516,016	283,983
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	152,777	152,777	152,777
株主資本 以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	152,777	152,777	152,777
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,363,238	2,363,238	436,761

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,455	1,455	285,438
当期変動額			
当期純利益	-	-	152,777
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	703	703	703
当期変動額合計	703	703	152,074
当期末残高	752	752	437,513

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,363,238	2,363,238	436,761
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	804,258	804,258	804,258
株主資本以 外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	804,258	804,258	804,258
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,558,980	1,558,980	1,241,019

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	752	752	437,513
当期変動額			
当期純利益	-	-	804,258
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	1,249	1,249	1,249
当期変動額合計	1,249	1,249	805,507
当期末残高	2,001	2,001	1,243,021

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準および評価方法

（1）有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品5～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

（1）委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬：投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬：該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

重要性がないため、記載を省略しております。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第10期 (2025年3月31日現在)	第11期 (2026年3月31日現在)
建物	768	921
器具備品	3,954	4,298

(損益計算書関係)

1.減価償却実施額

(単位:千円)

	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第11期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
有形固定資産	665	496
無形固定資産	53,432	36,679

2.関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については銀行預金に限定しており、また短期借入金を用いて運転資金を調達しております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第10期 (2025年3月31日現在)			第11期 (2026年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	31,084	31,084	-	32,923	32,923	-
資産計	31,084	31,084	-	32,923	32,923	-

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	第10期 (2025年3月31日現在)				第11期 (2026年3月31日現在)			
	時価				時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	31,084	-	-	31,084	32,923	-	-	32,923
資産計	31,084	-	-	31,084	32,923	-	-	32,923

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	第10期 (2025年3月31日現在)			第11期 (2026年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	20,000	21,408	1,408	30,000	32,923	2,923
	小計	20,000	21,408	1,408	30,000	32,923	2,923
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	10,000	9,675	324	-	-	-
	小計	10,000	9,675	324	-	-	-
合計		30,000	31,084	1,084	30,000	32,923	2,923

2. 売却したその他有価証券

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

マネックス・ゴールド・ファンド新規設定時にシードマネーとして10,000,000円を2025年11月28日に募集買付しました。その後ファンドの残高が増えシードマネーとしての目的を達成したため2026年1月22日に全額10,958,000円を売却して発生した売却益958,000円を特別利益として計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	第10期	第11期
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	1,671,987	5,478,228
基本報酬	1,068,470	1,560,229
成功報酬	603,517	3,917,999
運用受託報酬	845,863	1,082,019
その他	8,618	6,200
合計	2,526,469	6,566,448

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第10期6,393千円、第11期6,392千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	第10期 (2025年3月31日現在) (千円)	第11期 (2026年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	738,009	615,742
その他	5,364	23,961
繰延税金資産小計	743,373	639,704
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	730,167	560,258
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	439	306
評価性引当額小計(注1)	730,607	560,565
繰延税金資産合計	12,765	79,138
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	331	921
繰延税金負債合計	331	921
繰延税金資産・負債純額	12,434	78,217

(注1) 評価性引当額が170,041千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の使用によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第10期(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金()	-	78,223	89,354	98,957	119,822	351,649	738,009
評価性引当額	-	70,382	89,354	98,957	119,822	351,649	730,167
繰延税金資産	-	7,841	-	-	-	-	7,841

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。将来の課税所得の見込みに基づき、税務上の繰越欠損金のうち7,841千円について回収可能と判断しております。

第11期(2026年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金()	-	28,545	101,866	123,344	136,866	225,119	615,742
評価性引当額	-	-	74,928	123,344	136,866	225,119	560,258
繰延税金資産	-	28,545	26,938	-	-	-	55,484

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。将来の課税所得の見込みに基づき、税務上の繰越欠損金のうち55,484千円について回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第10期 (2025年3月31日現在)	
法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
評価性引当額の増減	22.0%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.4%
第11期 (2026年3月31日現在)	
法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
評価性引当額の増減	19.6%
その他	3.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.5%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 子会社等

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

第10期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 (当該会社 の子会社を 含む)	マネック ス証券株 式会社	東京 都 港区	12,200,000	金融商品 取引業	-	証券投資 信託の販 売代行	役務の 受入 (注1)	272,946	未払 手数料 料	58,100
同一の親会 社を持つ会 社	カタリスト 投資顧問 株式会社	東京 都 港区	100,000	投資助言 業	-	運用等の 助言に関 する業務 委託契約	役務の 受入 (注1)	654,962	未払 手数料 料	83,991
同一の親会 社を持つ会 社	マネック スファイ ナンス株 式会社	東京 都 港区	50,000	資金調 達・供給	-	運転資金 の 短期借入 先	資金の借 入	200,000	短期 借入金	-
							資金の返 済	280,000		
							利息の支 払 (注2)	1,909		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

(注2) 資金の借入条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定されております。

第11期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
主要株主 (法人)が 議決権の 過半数を所 有している 会社(当該 会社の子 会社を含 む)	マネッ ス証券株 式会社	東京 都 港区	12,200,000	金融商品 取引業	-	証券投資 信託の販 売代行	役務の 受入 (注1)	385,539	未払 手数料	81,173
同一の親 会社を持つ 会社	カタリスト 投資顧問 株式会社	東京 都 港区	100,000	投資助言 業	-	運用等の 助言に関 する業務 委託契約	役務の 受入 (注1)	3,421,067	未払 手数料	24,663
同一の親 会社を持つ 会社	マネッ スファイ ナンス株 式会社	東京 都 港区	50,000	資金調達・ 供給	-	運転資金 の 短期借入 先	資金の借 入	130,000	短期 借入金	-
							資金の返 済	130,000		
							利息の支 払 (注2)	304		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

(注2) 資金の借入条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定されております。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第11期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	8,750円27銭	24,860円42銭
1株当たり当期純利益金額	3,055円55銭	16,085円16銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第10期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第11期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	152,777千円	804,258千円
普通株式に係る当期純利益	152,777千円	804,258千円
期中平均株式数	50,000株	50,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2025年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下、同じ)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額(百万円) 2025年3月末現在	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2025年3月末現在	事業の内容
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下、同じ)に基づき信託業務を営んでいます。

< 訂正後 >

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2026年6月末日現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下、同じ)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額(百万円) 2026年6月末日現在	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2026年6月末日現在	事業の内容
----	---------------------------	-------

マネックス証券 株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引 業を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行 株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機 関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。 以下、同じ）に基づき信託業務を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 5 日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤森 丈史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）監査報告書の原本（電子署名が付された電子データ）は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年8月21日

マネックス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネックス・ゴールド・ファンドの2025年12月1日から2026年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・ゴールド・ファンドの2026年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。